



発監第27号
平成28年7月7日

琴浦町長 山下一郎 様

琴浦町監査委員 山根 弘和

同 桑本 始



公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

指定管理者監査結果報告書

1 監査の対象

施設名 琴浦町カウベルホール
指定管理者 NPO法人花本美雄文化振興会 理事長 四門 隆
所管課 琴浦町教育委員会 社会教育課

2 監査実施日 平成28年6月20日

3 監査の範囲 平成27年度における当該施設の指定管理に係る事務

4 監査の方法

平成27年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行させているか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、所管課から関係書類の提出を求め、監査当日は、監査対象課長等から説明を受けた後、監査対象団体に出向き、関係者から聴き取りを行った。

5 監査の結果及び意見

○施設利用に関する部局横断的連携体制の構築について

琴浦町カウベルホールは、町民の芸術文化の振興を図るとともに、生涯学習及び地域活動の推進を総合的に行う拠点として設置され、平成26年4月から平成29年3月までは特定非営利活動法人花本美雄文化振興会（以下「NPO法人」という）が指定管理者として指定されている。

平成27年度事業報告書によると、指定管理料は13,500千円、指定管理部門に関する収入・支出合計は28,036千円で差引0円、NPO法人会計は収入1,683千円、支出3,951千円、差引△2,268千円（全体も同額）となっている。施設利用収入は前年比76.4%、837千円の減、自主事業収入は144.6%、2,194千円の増、自主事業経費は189.2%、5,102千円の増である。

自主事業の中で子ども向けのファミリー音楽会やコンサートの開催、高齢者元気者教室の実施、アザレアのまち音楽祭ピアノデュオコンサートの開催などは、町民の文化芸術への参加機会の拡大、生涯学習、地域連携推進活動として評価できる。

施設管理については、町担当部局とNPO法人との定期協議が行われているが、施設利用について、役場内での部局横断的な連携体制を構築し、有利な助成・支援情報の共有化、関係団体等を含めた施設利用可能性について、検討を行う必要があると思われる。連携体制の構築について検討されたい。